

一般事業主行動計画

職員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和5年4月20日～令和9年3月31日までの 4年間
2. 内容

目標1：時間単位の有給休暇取得制度を制定し、柔軟に家族との時間を調整出来るようにする。

<対策>

- 令和5年12月～ 就業規則、関連する規則規程の見直しと作成
- 令和6年 9月～ 届出、運用開始  
制度導入、社内報などによる社員への周知

目標2：令和6年12月までに、小学校就学前の子を持つ職員、及び介護を必要とする親等がいる職員が、希望する場合に利用できる短時間勤務制度を導入する。

<対策>

- 令和5年 4月～ 検討開始
- 令和6年 1月～ 規則等変更や作成
- 令和6年12月～ 制度の導入、社内報などによる社員への周知

目標3：令和8年 8月までに、子の看護休暇制度を拡充する（子の対象年齢の拡大、育児・介護休業法の規定を上回る日数付与、いわゆる「中抜け」（就業時間の途中から時間単位の休暇を取得し、就業時間の途中で再び戻ること）で取得できる制度など）。

<対策>

- 令和6年 4月～ 検討開始
- 令和6年 9月～ 必要な規則の作成・変更と必要な契約等
- 令和7年 9月～ 専門家とより現実的な内容の検討
- 令和8年 4月～ 制度の導入、掲示板などによる職員への周知